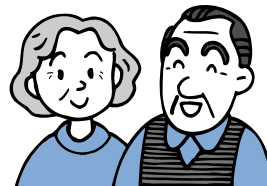


平成20年4月から 新しい高齢者医療制度がスタートします

6回目

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上の高齢者を対象とした新たな高齢者医療制度が始まります。

そこで、今回は、後期高齢者医療制度の「被保険者証(保険証)」についてお知らせします。



新しい被保険者証(保険証)が一人ひとりに交付されます

現在、老人保健の医療受給者のかた(平成20年3月31日までに受給者となるかたも含みます。)

後期高齢者医療の被保険者証が、3月下旬に配達記録郵便でお手元に届きます。(老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証及び老人保健特定疾病療養受療証をお持ちのかたは、別にお送りします。)

平成20年4月以降に診療を受けるときは、後期高齢者医療の被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

平成20年4月以降に75歳になるかた

75歳の誕生日前に、後期高齢者医療の被保険者証がお手元に届きます。75歳の誕生日以降に診療を受けるときは、後期高齢者医療の被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

Q

お医者さんにかかるときはどうしたらいいのですか。

A

今までは、被保険者証と老人保健の医療受給者証の2枚を医療機関の窓口で提示していただいていたのですが、平成20年4月以降は、後期高齢者医療の被保険者証1枚を提示してください。

医療機関の窓口で提示するもの

老人保健制度
(平成20年3月まで)

保険証 + 医療受給者証

後期高齢者医療制度
(平成20年4月から)

後期高齢者医療
被保険者証

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成21年 7月31日

被保険者番号 12345678

住 所 埼玉県さいたま市浦和高砂
3-14-1

氏 名 後期 太郎 性別 男

生 年 月 日 昭和 8年 4月 1日

資格取得年月日 平成20年 4月 1日

発 効 期 日 平成20年 4月 1日

交 付 年 月 日 平成20年 4月 1日

一部負担金の割合 1割

保 険 者 番 号 12345678

保 険 者 名 埼玉県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証のイメージ
銀行のカードやクレジットカードと同じ大きさです

Q

今まで使っていた被保険者証や老人保健の医療受給者証はどうなるのですか。

A

現在お使いの被保険者証及び老人保健の医療受給者証は、平成20年4月以降は使えなくなります。被保険者証につきましては保険者(国民健康保険や健康保険組合)へ、老人保健の医療受給者証につきましては町保険年金課に返還してください。

Q

被保険者証をなくしたり、破損したりしたときはどうしたらいいですか。

A

町保険年金課に届け出て、被保険者証の再交付を受けてください。

問合せ 保険年金課国民健康保険税係
埼玉県後期高齢者医療広域連合

内線 142・147・148

☎ 048(833)3222

URL <https://www.saitama-koukikourei.org/>